

その他

地域協働推進事業について

1. 位置づけ

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けら取組みを推進することが必要であり、国において、地域公共交通確保維持改善事業のメニューとして、地域協働推進事業が創設された。

本市においては、平成 26 年 4 月からの運行に向けて、地域と共に準備を進めている川東地区の公共交通の見直しに活用したいと考えている。

2. 地域協働推進事業費補助金の概要

補助要件として、事業に実施に関する事項を記載した「地域協働推進事業計画」を策定し、国から認定を受けることが必要となる。

なお、計画には、新発田市地域公共交通総合連携計画に則った協働事業の実施内容を具体化させる形での、3 か年以上の継続的かつ計画的な、協働事業の実施内容や定量的目標などについて記載する必要がある。

これから、地域と共に、分かりやすい乗降方法や利用促進のための検討を行うこととしており、その内容を含めつつ、「地域協働推進事業計画」の策定検討を進めたいと考えている。

3. 地域内フィーダー系統に対する支援の拡充

地域協働推進事業の実施を前提に、地域内フィーダー系統の新規性要件について特例措置が講じられる。

これまで、川東地区を運行しているバス路線は、地域内フィーダー系統確保維持事業の該当とならない路線となっているが、地域協働推進事業計画の認定などの必要な要件を全て満たすことによって、川東を運行する見直し後の一部の路線において、新たに、支援を受けることが可能となる。

地域協働推進事業

位置づけ

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取組みを推進する必要。

→ 特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

地域公共交通調査事業費補助金と並立して地域協働推進事業費補助金を創設する。
(両補助金を「地域公共交通調査等事業」と総称)

制度のポイント

地域ぐるみ(行政、事業者、住民、地元商店街等)による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取組みの継続的实施

地域協働推進事業費補助金の概要

◇補助要件:① 事業の実施に関する事項を記載した計画(地域協働推進事業計画)が、以下の認定基準により、国から認定を受けていること。

- 【認定基準】
- (1) 法定の連携計画における位置づけ
 - (2) 継続的かつ計画的な取組みの実施(3年以上)
 - (3) 地域の連携協働体制の確立(役割分担の明確化)
 - (4) 効果目標の設定

② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、以下のいずれかの事業が実施されている(予定も含む)こと

- ・確保維持事業(地域間幹線、地域内フィーダー、補助対象離島航路、離島航空路)
- ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(地域鉄道)

◇補助対象経費:公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費

◇補助率:1/2

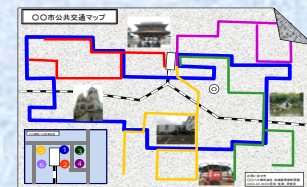
◇実施期間:最大2年間

◇補助対象事業者:法定協議会(※)

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会をいう。



<地域ワークショップ>



<公共交通マップ作成> 等

地域協働推進事業とは？

- ・地域において、関係機関が連携して、公共交通の利用推進を行う事業

地域協働推進事業を行うためには？

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(活性化法)に基づく法定協議会による地域公共交通連携計画を策定していること
- ・公共交通連携計画に実施事業を盛り込んだ上で、3年間の事業計画を立てること(詳細まで盛り込む必要は無し)

地域協働推進事業による利用促進策とは？

- ・モビリティマネジメント
- ・地域ワークショップ
- ・公共交通マップの作成
 - ・乗換情報の提供
 - ・企画切符の発行

地域協働推進事業による補助制度

- ・協働推進事業に該当する利用促進に係る取組に対する経費について、最大2年間、最大1/2の補助が受けられる。

※地域交通確保維持事業又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を利用していること

他局における協働事業の認定例

- ・コミュニケーションアンケートの実施
- ・地域におけるワークショップの開催
- ・HP・WEBコンテンツの作成による乗継情報の提供
 - ・バスマップ・時刻表の作成
 - ・バス利用の手引きの作成
 - ・公共交通だよりの作成・配布
 - ・企画乗車券の作成・販売
 - ・企画バスの周知・広報
- ・パークアンドライド利用促進の広報
 - ・車内観光案内
 - ・学校MMの実施
- ・各市町HPの作成による情報提供
 - ・乗継案内板の整備

※太字は、補助金の交付を受けた事例

地域協働推進事業の実施による確保維持事業の特例

- ・地域協働推進事業を行うことにより、確保維持事業におけるフィーダー系統補助の新規性要件が緩和される

緩和される要件とは？

現行制度

既に地方公共団体が支援を行っている系統については補助対象とならない。



協働推進事業を活用

地方公共団体が補助を出している既存の系統についても、補助対象となる。

※緩和されるのは、あくまで新規性要件のみであり、幹線接続等、その他要件について緩和されるものではない。

特例を活用するには？

- ・地域協働推進事業において、特例を受けようとする系統を含む利用促進策を実施
- ・特例を受けようとする系統について、協働推進事業の実施とあわせて、バス交通のサービスレベルの向上を3年間に渡って見直し

(※必ずしも協働推進事業とリンクさせる必要はない)

サービスレベルの向上とは？

- ・運行ダイヤ・経路・接続の改善
 - ・案内板の設置
 - ・停留所の改善 など

※既存の物の更新だけは不可。新規の事業実施が必要

まつもと

みんなで乗ろう！ バスと電車の交通ひろば

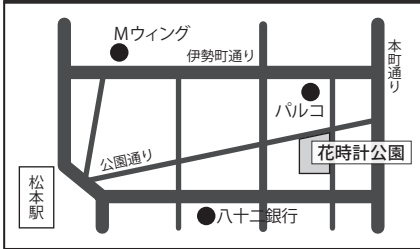
3月9日(土) 花時計公園で開催！
11:30～16:00

花時計公園にバスが大集合♪♪♪

花時計公園に市内を走るバスが来るよ！
アルプちゃんと一緒に、楽しいゲームや記念撮影会に参加しよう。



【期日】 3月9日(土曜日)
【場所】 花時計公園



花時計公園のバスを
スタジオにして、
**SBCラジオ「ともラジ」の
公開生放送を行います!!**
(13:00～14:55)

- 11:30 子どもバス見学①(運転手さんがバスについて説明します)
- 12:00 なりきり体験・アルプちゃんと記念撮影会 ※随時
(運転席で記念撮影！制服・制帽はあるので、カメラをご持参ください)
- 12:30 公共交通〇×クイズ
- 13:45 コミュニティバスと綱引き
- 14:20 子どもバス見学②(運転手さんがバスについて説明します)

SBCラジオ「ともラジ」-バスの中から公開放送-
・「立川志の吉さん お笑いトークライブ」
・「河原啓一郎さん 環境にやさしい交通トーク」
・「世界はともラジ」(官琳アナと留学生が「松本の魅力」をトーク)

〇コミュニティバス試乗会
いつもは西部地域を運行しているコミュニティバスが、
松本城周辺を周遊します。

11:30、12:20、13:00、14:30(予定)

※バス見学やクイズに参加いただいた方には参加賞を用意しています。
皆さま、ぜひお誘いあわせのうえ花時計公園へお越しください。



アルピコ交通路線バス



西部地域コミュニティバス

【主催】松本市西部地域公共交通協議会／松本市 交通政策課 TEL: 0263-34-3033

【後援】公益社団法人 長野県バス協会

【企画・実施】松本市モビリティ・マネジメント実行委員会／特定非営利活動法人 SCOP
TEL: 0263-36-9180

